

太田市告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、太田都市計画墓園を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年8月7日

太田市長 清水 聖 義

記

1 都市計画の種類 太田都市計画墓園

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 変更する部分

名 称		位 置
番 号	墓 園 名	
1	八王子山公園	太田市西長岡町及び菅塩町

3 縦覧場所 太田市役所行政事業部花と緑の課